

生産性向上特別措置法に関する状況について

1. 制度の概要

「先端設備等導入計画」は、生産性向上特別措置法において措置された、中小企業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。

この計画は、設備を設置する事業所がある市区町村が、国から導入促進基本計画の同意を受けている場合に、中小企業・小規模事業所等が認定を受ける事が可能です。

認定を受けた場合、固定資産税の特例や金融機関の支援、現在ある国の一部補助事業の優先採択等の支援を受ける事が可能です。(受けられる支援の内容によって、一定の要件があります)

2. 御殿場市の取組と導入促進基本計画

御殿場市では、生産性向上特別措置法が施行(平成30年6月6日)後、速やかに経済産業省へ導入促進基本計画の協議を行い、平成30年6月13日付で同意を得たので、「先端設備等導入計画」の申請の受付を商工振興課で行っております。

また、一定の要件を満たした「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備については、市区町村ごとに固定資産税の課税標準を「0から1/2」の間で軽減(3年間)できることとなっており、御殿場市では課税標準を「0」とすることで、取得設備の固定資産税の負担を「0」にしました。

3. 先端設備等導入計画認定件数

	8月末	10月末
御殿場市	4	6
沼津市	25	45
三島市	4	12
裾野市	2	3
長泉町	4	9
小山町	0	0